特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
29	予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	①予防接種法による事務 主に乳幼児に対する定期接種、高齢者等へのｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、肺炎球菌及び新型コロナの予防接種費用の助成を行っており、予診票により個人の接種記録を管理。また、予防接種による健康被害が発生した場合、障害年金等の支給事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム（予防接種） 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）予防接種台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表　14項、126項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第27条で定めるもの」（25項）、「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第28条で定めるもの」（26項）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって第27条で定めるもの」（25項）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって第28条で定めるもの」（26項）、「地方税関係情報又は住民票関係情報であって第30条で定めるもの」（28項） （情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって第27条で定めるもの」（25項）、「予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第29条で定めるもの」（27項）、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの」（28項）、「予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第31条で定めるもの」（29項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　〒863－8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL　0969－23－1111　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康増進課　〒863－0034　熊本県天草市浄南町4番15号 TEL　0969－24－0620　mail:yobou@city.amakusa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施しており、担当していない業務に紐づけられることはない。そのため目的を超えた紐づけ、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	平成27年1月20日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成27年1月20日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	
平成30年8月31日	3．個人番号の利用	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表第一　10項 2．予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）等	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表第一　10項	事後	
平成30年8月31日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（ネットワークシステムを使って情報提供）　別表第二の17,18,19の項（予防接種法に基づく給付に関する事務）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」（16の2の項）、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」（18の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」（17の項）「予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務」（18の項）「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」（19の項）（予防接種法に基づく給付に関する事務）	事後	
平成30年8月31日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長　永野尚美	課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年7月7日	Ⅰ関連情報 8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部健康増進課 〒863－0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2 TEL　0969－24－0620 mail:yobou@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部健康増進課 〒863－0034　熊本県天草市浄南町4番15号 TEL　0969－24－0620 mail:yobou@city.amakusa.lg.jp	事後	
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	
令和3年3月9日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法による事務 主に乳幼児に対する定期接種、高齢者等へのｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、高齢者肺炎球菌の予防接種の助成を行っており、予診票により個人の接種記録を管理している。 予防接種による健康被害が発生した場合、障害年金等の支給事務を行なっている。	予防接種法による事務 主に乳幼児に対する定期接種、高齢者等へのｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、高齢者肺炎球菌の予防接種の助成を行っており、予診票により個人の接種記録を管理している。 予防接種による健康被害が発生した場合、障害年金等の支給事務を行なっている。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。	事前	
令和3年3月9日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表第一　10項	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表第一　10項、93の2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月9日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」(16の2の項)、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(18の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」(17の項)「予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務」(18の項)「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」(19の項)(予防接種法に基づく給付に関する事務)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」(16の2の項)、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(18の項)、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」(115の2項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」(17の項)「予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務」(18の項)「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」(19の項)(予防接種法に基づく給付に関する事務)、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」(115の2項)	事前	
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (略)	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法による事務 主に乳幼児に対する定期接種、高齢者等へのｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、高齢者肺炎球菌の予防接種の助成を行っており、予診票により個人の接種記録を管理している。 予防接種による健康被害が発生した場合、障害年金等の支給事務を行なっている。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。	①予防接種法による事務 主に乳幼児に対する定期接種、高齢者等へのｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、高齢者肺炎球菌の予防接種の助成を行っており、予診票により個人の接種記録を管理。また、予防接種による健康被害が発生した場合、障害年金等の支給事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．健康管理システム（予防接種） 2．MICJET番号連携サーバー 3．中間サーバー	1．健康管理システム（予防接種） 2．MICJET番号連携サーバー 3．中間サーバー 4．ワクチン接種記録システム（VRS）	事後	
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」（16の2の項） （略） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」（17の項） （略）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」（16の2の項、16の3の項） （略） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」（16の2の項）「予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」（17の項） （略）	事後	
令和3年11月5日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人員	令和3年4月1日　時点	令和3年10月1日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和3年10月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和4年10月1日　時点	令和5年10月1日　時点	事後	
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年10月1日　時点	令和5年10月1日　時点	事後	
令和6年11月21日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種法による事務 主に乳幼児に対する定期接種、高齢者等へのｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、高齢者肺炎球菌の予防接種の助成を行っており、予診票により個人の接種記録を管理。また、予防接種による健康被害が発生した場合、障害年金等の支給事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	①予防接種法による事務 主に乳幼児に対する定期接種、高齢者等へのｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ、肺炎球菌及び新型コロナの予防接種費用の助成を行っており、予診票により個人の接種記録を管理。また、予防接種による健康被害が発生した場合、障害年金等の支給事務。 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和6年11月21日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム（予防接種） 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム（VRS）	1. 健康管理システム（予防接種） 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー	事後	
令和6年11月21日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表第一　10項、93の2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第2項（利用の範囲） ・別表　14項、126項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月21日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」（16の2の項、16の3の項）、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」（18の項）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」（115の2項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」（16の2の項）「予防接種法第十五条第一項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務」（17の項）「予防接種法第十五条第一項の給付の支給を受ける権利に係る届出等（届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務」（18の項）「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」（19の項）（予防接種法に基づく給付に関する事務）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」（115の2項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第27条で定めるもの」（25項）、「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって第28条で定めるもの」（26項）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって第27条で定めるもの」（25項）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって第28条で定めるもの」（26項）、「地方税関係情報又は住民票関係情報であって第30条で定めるもの」（28項） （情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって第27条で定めるもの」（25項）、「予防接種法による給付（同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第29条で定めるもの」（27項）、「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの」（28項）、「予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって第31条で定めるもの」（29項）	事後	
令和6年11月21日	Ⅰ関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和5年10月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	
令和6年11月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日　時点	令和6年10月1日　時点	事後	
令和6年11月21日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和6年11月21日	Ⅳリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和6年10月1日　時点	令和7年7月1日　時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日　時点	令和7年7月1日　時点	事後	
令和8年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人員	令和7年10月1日　時点	令和8年9月1日　時点	事後	
令和8年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年10月1日　時点	令和8年9月1日　時点	事後	